

結成20周年
新たな大躍進
に向け出発!

月刊 動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043 (222) 7207 番

2002.5.22 No. 5137

審査控渡明事務所事務組合

東京高裁 の反動判決弾劾!

の反動判決弾劾!

五月一九日、東京高裁民事第一一部・小島裁判長は、JR東日本が動労千葉の各支部組合事務所を明渡しを求めていた控訴審について、動労千葉側の控訴を「棄却」するとの反動判決を言い渡してきた。

JR東日本の不当労働行為を追認

この東京高裁判決は、労使対等の立場を認めず、争議権を不当に制限する労働協約の締結に固執し、これを締結しなければ暴力的に組合事務所を取り上げ、動労千葉の弱体化を図ろうとするJR東日本の不当労働行為意志を追認し、加担する反動判決である。

また、団結権、団体行動権を保障した憲法二八条や法の下の平等を謳った憲法一四条をも冒すものであり、絶対に許せないものである。

裁判提訴自体が不当労働行為だ

そもそも本件組合事務所明渡し請求は、JRへの採用を不当に拒否されて清算事業団に配属になっていた職員について、九〇年三月末をもって解雇するといふ重大な情勢に立ち至る中で、一九八九年一月五日、九〇年一月一八日の二波のストライキ

が関われば、三月ストに向けて動労千葉や国労をはじめ全国の国鉄労働者が闘いに立ち上がったという状況の中で、動労千葉の活動拠点である各支部組合事務所を取り上げ、動労千葉の闘いを封殺しようとする会社側の不当労働行為意志のあらわれとして行なわれたものである。

権利の濫用、憲法違反だ!

動労千葉は、東京高裁での控訴審において、①JR東日本が提案している労働協約自体が、スト権を不当に制限するものであり、こうした内容の労働協約を提示し続ければ動労千葉が受諾しないことを当初から見越して便宜供与を停止し、組合事務所を取り上げ、損害賠償の提訴など、これ自体が動労千葉を弱体化するための攻撃であり、権利の濫用であること、②使用者は、施設管理等のために新たに必要性が生じたなどの場合がない限り、労働組合にとつて不可欠の施設利用は認めるべきであり、これに反して組合の弱体化を意図して明渡しを求めること自体、団結権、団体行動権を保障した憲法二八条に違反するものであり、無効であること、③JR東日本には複数の労働組合が併存するという状況の中で、JR総連と結託して動労千葉に対する差別を露骨に露骨に行なうこと自体、法の下の平等規定した憲法一四条に違反するものである等々を主張し、JR東日本の本件明渡し請求に全面的に

反撃を行ってきた。

勝利に向け闘いを強化しよう!

しかし、こうしたことを一切無視した今次東京高裁反動判決は、一〇四七名の解雇撤回闘争が一四年目を迎える中で重大な局面を迎え、また、JR東日本と結託してきたJR東労組革マルが組織崩壊の危機に陥り、さらに、新安保ガイドラインの実態ともいべき沖繩をめぐって

軍基地撤去、沖繩サミット粉砕の闘いが全国的に燃え上がる中で、闘う労働運動の全国ネットワークを創ろうと呼び掛けて闘いぬいている動労千葉にダメージを与えようとする政治的判断に基づいたものであり、断じて許せるものではない。われわれは、東京高裁の反動判決を粉砕し、上告審での勝利に向けて闘いをさらに強化するものである。全組合員の反撃で勝利をかちとろう!

沖繩サミット粉砕!
森自公政権粉砕! 石原都知事打倒!

五・一八全国総決起闘争

《沖繩から》 まよなか しんやさん
《石原発言弾劾》 林歳徳さん 宮崎学さん
《衆院選へ》 長谷川英憲さん
とき・五月二十八日(日) 正午
場所・芝公園二三号地
主催・反戦共同行動委員会

戦争のためのヘリ基地はいらない

沖繩と結ぶ六・二千葉集会

六月 二日 (金)

船橋市東部公民館 講堂 (4F)

講師 知花昌一さん

(読谷村村議・反戦地主)